



介護老人福祉施設 かなしろうず園 利用料金表

(事業所番号 2470300308)

〒513-0821 三重県鈴鹿市地子町字金生水814-30

TEL:059-383-0955

利用者負担額(月額) ※令和3年8月1日～適用

単位:円

要介護度	サービス利用料 (1割負担額)		食費	居住費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費:9000円 居住費:0円	第2段階の方 食費:11,700円 居住費:11,100円	第3段階①の方 食費:19,500 居住費:11,100円	第3段階②の方 食費:40,800 居住費:11,100円
	一日当たり	一ヶ月当たり							
1	787	23,610	51,000	25,650	100,260	32,610	46,410	54,210	75,510
2	864	25,920	51,000	25,650	102,570	34,920	48,720	56,520	77,820
3	945	28,350	51,000	25,650	105,000	37,350	51,150	58,950	80,250
4	1023	30,690	51,000	25,650	107,340	39,690	53,490	61,290	82,590
5	1099	32,970	51,000	25,650	109,620	41,970	55,770	63,570	84,870

※サービス利用料には各種加算(体制加算等)が含まれています。

※一ヶ月は30日で計算しています。

※利用される方の所得に応じて負担割合が変わります(表記は1割負担の料金です)。

※令和3年9月まで新型コロナウイルス加算としまして基本報酬×0.1となります。

加算サービス各種内訳 ※色分け部は選択者のみ

サービス内容略称(算定項目)	単位数	備考
日常生活継続支援加算	36(日)	日常生活が継続できるよう支援する体制を整えている際に算定可能
看護体制加算(Ⅰ)口	4(日)	指定されている看護人員に加えて必要数配置した場合、その他夜間緊急体制等を整備した事業所が算定
看護体制加算(Ⅱ)口	8(日)	
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	16(日)	夜間帯に指定されている人員配置を上回った際に算定
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100(月)	外部のリハビリテーション専門職等と連携し共同でアセスメントを行い、計画を作成。他職種が協働して計画に基づき計画定期に機能訓練を実施した際に算定
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12(日)	機能訓練指導員等が個々の状態に合わせ計画を作成、計画に基づいて機能訓練を実施した際に算定
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20(日)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している方の訓練計画の内容等を厚生労働省に提出して必要な情報を活用すると算定可能
精神科医療養指導加算	5(日)	2回/月以上精神科の医師による訪問診療を受けている際に算定
自立支援促進加算	300(月)	定期的に医学的評価を見直しをおこない、多職種で支援計画を作成して定期的に見直しした際に算定
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40(月)	利用者様ごとに必要な基本的な情報を厚生労働省に提出している事
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50(月)	科学介護推進体制加算(Ⅰ)に加えて疾病の状況を厚生労働省に提出している事
地域加算(6級)	10.27円	—
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	0.083掛け	介護職員に対して事業者が必要な処遇改善を実施した際に算定
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	0.027掛け	介護職員等に対して事業者が必要な処遇改善を実施した際に算定
初期加算	30(日)	入所日から30日以内の期間、1ヶ月以上の入院後の再入所も同様に算定
安全対策体制加算	20(回)	入所月のみ 施設内に安全対策部門を設置
外泊時費用	246(日)	入院及び外泊された場合。(6日/月を限度として)
若年性認知症受入加算	120(日)	若年性認知症の方を受け入れた場合に算定(65歳以下の方)
退所前連携加算	500(回)	入所者が在宅サービス移行により、居宅介護支援事業者と連携した場合算定(1回限り)
退所時相談援助加算	400(回)	入所者が在宅サービス移行により、居宅介護支援事業者に対して、入所者の介護状況の文書等で情報を提供した場合に算定(1回限り)
経口維持加算(Ⅰ)	400(月)	摂取機能障害を有している方の経口維持計画を作成している場合算定(180日以内の期間)
経口維持加算(Ⅱ)	100(月)	経口による食事摂取を継続出来るよう観察/会議等に歯科衛生士が関わった際に算定
栄養ケアマネジメント強化加算	11(日)	管理栄養士を規定数以上配置し、多職種で定期的に食事観察等をおこない、栄養計画書を作成して厚生労働省に提出して必要な情報を活用すると算定可能
再入所時栄養連携加算	200(回)	入院され再入所する際、病院等の管理栄養士と連携して栄養計画書を作成した場合に算定
ADL維持等加算(Ⅰ)	30(月)	ADLを測定して、評価日にADLが維持向上している場合に算定
ADL維持等加算(Ⅱ)	60(月)	ADLを測定して、評価日にADLが向上している場合に算定
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110(月)	歯科医師若しくは歯科衛生士による定期的な訪問、口腔内状態把握等を行い利用者の口腔状態を維持改善を図る支援を行っている場合に算定
療養食加算	6(回)	管理栄養士が個別に適切な栄養量及び内容の食事提供の管理をしている場合算定(一日三回まで)
看取り介護加算Ⅱ 1	72(日)	死亡日以前45日～31日
看取り介護加算Ⅱ 2	144(日)	死亡日以前4日～30日
看取り介護加算Ⅱ 3	780(日)	死亡日以前日～前々日
看取り介護加算Ⅱ 4	1580(日)	死亡日
配置医師緊急時対応加算 1	650(回)	配置医師が施設の求めに応じ早朝・夜間に施設に訪問し入所者の診察を行った際に算定
配置医師緊急時対応加算 2	1300(回)	配置医師が施設の求めに応じ深夜に施設に訪問し入所者の診察を行った際に算定

利用負担段階について ※市町村に必要書類を提示

第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階が第1・2段階以外の方
第4段階	上記以外の方

(※課税年金収入が80万円超266万円未満の方等)

その他の負担減免制度について ※市町村に必要書類を提示

社会福祉法人による利用者負担減免制度	低所得者への支援の一環として実施。対象者は利用者負担金額分が1/4(若しくは1/2)となる
高額介護サービス費について	介護サービス受給に際して自己負担が高額になった場合、市町村が認めた方に対して補助が行われる制度です。